

意見提出手続（結果）

令和7年8月13日

市民の皆様へ

旭川市長 今津 寛介

「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する
意見等の募集結果について

意見提出手続（パブリックコメント）を実施した結果、意見提出者2名から2件の御意見をいただいたところであり、お寄せいただきました御意見についての市の考え方をとりまとめましたので、お知らせいたします。

なお、公表しました案につきましては、お寄せいただいた御意見と同様の内容でありましたので、その案を基に第三者点検を実施し、点検結果を反映した上で「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書」として別途公表する予定です。

案 件 名	「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」
意見募集期間	令和7年7月1日（火）～ 令和7年8月1日（金）
意見提出者	2人
担 当 課	旭川市健康保健部 保健所 保健予防課 保健予防係 電話：（０１６６）２５－６２３７ 電子メール：hokenyobo@city.asahikawa.lg.jp

※ 提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、別紙（一覧）のとおりです。
資料及び意見募集時の資料は、保健予防課のホームページでも御覧いただくことができます。



予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見等と
それに対する本市の考え

※ 御意見につきましては、原文どおり掲載していますが、読みやすくするため一部に改行等を行っています。

項番	御意見	市の考え方
1	中間サーバコネクタ（団体内宛名統合システム）の情報提供ネットワークシステムに登録するデータ（主に子供の予防接種）に付いて団体内統合宛名番号の付番を行う。 システムに寄って団体内統合宛名番号と住民健診情報照会システムの宛名番号とヒモ付いて管理する。新型インフルエンザ等対策特別措置法に寄る予防接種システムの新型インフルエンザ等の、定期予防接種の対象としてい無い予防接種を臨時で行う際に、速やかに行う事が出来る様、対象者データを抽出したり、接種データを保存して置く為のシステムに成る。 情報入手の際には、対象者の複数情報の突合に寄り対象者以外の情報を入手する事を防止する。 委託を行う際は、契約時に業務従事者の経歴、資格、実績及び守秘義務等に対する誓約書の提出を受けている。 監査の部署内での自己点検を実施する。	御意見の内容につきましては、概ね評価書（案）と同様の内容又は抜粋であることから、御賛同いただいたものと受け止めさせていただき、将来見直しを行う際の参考とさせていただきます。
2	中間サーバーの情報提供ネットワークシステムとの間で、情報をやり取りする為の仲介をするシステムだ。 予防接種台帳ファイルは、医療機関から届いた予診票に基付き、予防接種記録を確認して記録する事に寄り作成され、予防接種法施行規則第三条に寄り作成と保存が義務付けられている。 操作者に寄り認証から認証解除を行う迄の間、監査証跡の記録を行っている。 予防接種に関する事務に付いて、特定個人情報の提供・移転は行っていない。	御意見の内容につきましては、概ね評価書（案）と同様の内容又は抜粋であることから、御賛同いただいたものと受け止めさせていただき、将来見直しを行う際の参考とさせていただきます。

